

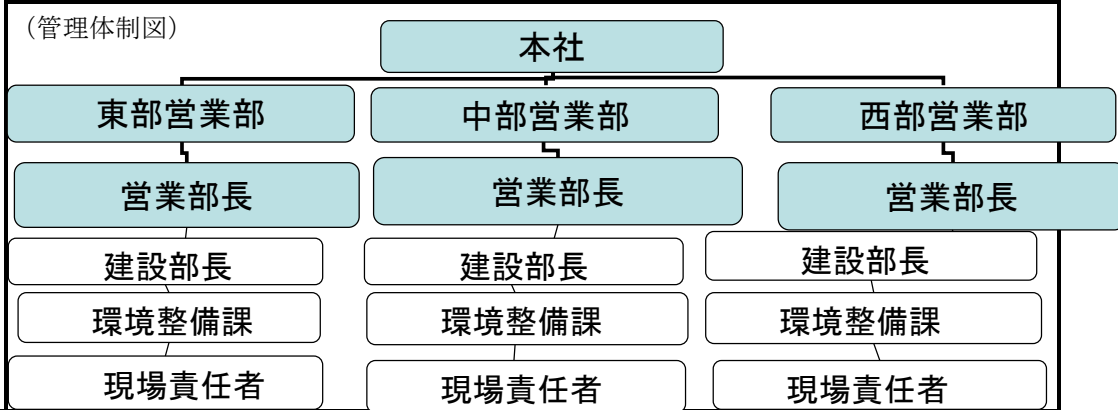
様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書		2024年6月30日
静岡県知事 殿		
提出者		
静岡県浜松市中央区砂山町324-8 第一伊藤ビル7F		
氏名 株式会社パナホーム静岡		
代表取締役 伊藤 卓見		
電話番号 053-457-1191		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。		
事業場の名称	株式会社パナホーム静岡	
事業場の所在地	静岡県浜松市中央区砂山町324-8 第一伊藤ビル7F	
計画期間	2024年4月1日～2025年3月31日	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項		
① 事業の種類	06 総合工事業	
② 事業の規模	103億円	
③ 従業員数	156人	
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	1、新築現場→自社運搬→集積場→分別→中間処理業者に委託→最終処分場にて再生処理(ゼロエミ) 2、新築現場→分別→中間処理業者に委託→最終処分場にて再生処理(ゼロエミ) 3、解体現場→現場で分別解体→収集運搬業者→中間処理業者→最終処分場にて再生処理(石綿は除く)	

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度 (2023年度) 実績】		
	産業廃棄物の種類	※別紙参照	
	排出量	1257t	※別紙参照
	1・省梱包、無梱包の実施 2・プレカットなどの現場端材の縮減		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	※別紙参照	
	排出量	1131t	※別紙参照
	・上記の更なる減量化、梱包の縮減		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) がれき類 (コンクリート、がれき、アスファルト) ガラスくず、木屑 石膏ボード、廃プラスチック、金属くず、紙くず、繊維くず 等の現場 にての分別後、集積場にて更に細分化
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記の分別の更なる細分化

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していません		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組) 実施していません			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 実施していません		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（2023年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	※別紙参照	
	全処理委託量	1257t	※別紙参照
	優良認定処理業者への処理委託量	1177t	※別紙参照
	再生利用業者への処理委託量	1257t	※別紙参照
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組) 委託基準に従い、産業廃棄物を委託できる業者を選定し、書面による契約を実施している。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	※別紙参照	
	全処理委託量	1131t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	1060t	t
	再生利用業者への処理委託量	1131t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量		t
	(今後実施する予定の取組) ・可能な限り優良認定業者から選定する ・委託先処理業者には、定期的に現地確認を行う		
※事務処理欄			

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産 業 廃 棄 物 処 理 計 画 実 施 状 況 報 告 書 の [集 計 用 シ ー ト]

※別紙

※別紙

減量目標は前年の10%減

提 出 者						
住 所	名 称	担当部署	担当者名	電話番号	FAX	電子メールアドレス
各行政庁の所管区域内の作業所(現場)を総括的に管理する支店等の住所	各行政庁の所管区域内の作業所(現場)を総括的に管理する支店等の名称	報告担当部署の名称	報告担当者の氏名	報告担当部署の電話番号	報告担当部署のFAX番号	報告担当部署の電子メールアドレス
浜松市中央区砂山町324-8 第一伊藤ビル7F	株式会社バナホーム静岡	中部建設課	飯塚 智哉	054-288-0211	054-288-6191	

建設業の備考

産業廃棄物の種類		計 画 の 実 施 状 況																		
		①排出量 (t)	②自ら直接 再生利用した量 (t)	③自己直接埋立 処分又は海洋投 入処分した量(t)	④自ら中間処理した量 (t)	⑤④のうち 熱回収を行った量 (t)	⑥自ら中間処理 した後の残量 (t)	⑦自ら中間処理 により減量した量 (t)	⑧自ら中間処理 した後再生利用 した量 (t)	⑨自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は海 洋投入処分した量(t)	⑩直接及び自ら 自己処理した後の 処理委託量 (t)	委託先による区分					⑪優良認定処理業者 への処理委託量(t)	⑫+⑬ 自ら再生利用 を行った量(t)	⑭+⑮ 自ら埋立処分又は海 洋投入処分を行った量(t)	
												⑰再生利用者への 処理委託量(t)	⑱の量のうち、認定熱回 収施設設置者である処理 業者への焼却処理委託 量	⑲の量のうち、認定熱回 収施設設置者以外の 熱回収業者への処理委託量(t)	⑳その他の中間処理 委託量(t)	㉑埋立処分委託量(t)				
同右 半角	「建設工事等から発生する主な建設系廃棄物」の種類(コード参照)	当該事業場において 出した産業廃棄物の 種類ごとの量	①の量のうち、中間 処理をせず直接自ら 再生利用した量	①の量のうち、中間処理 をせず自ら埋立処分又 は海洋投入処分した量	①の量のうち、自ら中間 処理した産業廃棄物の 当該中間処理前の量	④の量のうち熱回 収を行った量	④の量から⑥の 量を差し引いた量	⑤の量のうち、自ら 利用し、又は他人 に売却した量	⑥の量のうち、自ら埋立 処分及び海洋投入処分 した量	中間処理及び最終処分 を委託した量	⑰の量のうち、処理業者へ の再生利用委託量(⑱、⑲除 く)	⑱の量のうち、認定熱回 収施設設置者である処理 業者への焼却処理委託 量	⑲の量のうち、認定熱回 収施設設置者以外の 熱回収業者への処理委託量(t)	⑳の量のうち、委託して破 砕等の中間処理した量(㉑ ～㉒を除く)	㉑の量のうち、直接 委託して埋立で最終 処分した量	⑲の量のうち、優良認定 処理業者への委託処理 量	⑫の量と⑬の量を合計 したもの(自動計算)	⑭の量と⑮の量を合計 したもの(自動計算)		
廃プラスチック類																				
	600廃プラスチック類																			
	2430廃プラスチック類(石綿含有)	68								68						61				
700	紙くず																			
800	木くず	157								157						157				
900	繊維くず	238								238						238				
1200	金属くず	3								3						2				
		103								103						103				
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず																			
	1300ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	153								153						138				
	1322廃石膏ボード	68								68						61				
	2420ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有)	0								0						0				
	がれき類																			
	1500その他のがれき類	67								67						60				
	1501コンクリート塊	223								223						201				
	1502アスファルトコンクリート塊	35								35						32				
	2440がれき類(石綿含有)	5								5					5					
	建設系混合廃棄物																			
	2010建設系混合廃棄物(安定型)	22								22						20				
	2020建設系混合廃棄物(管理型)	115								115						104				
	2410建設系混合廃棄物(石綿含有)																			
	蛍光灯	0								0						0				
	合計	1,267	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	#REF!	1,267	1,262	#REF!	#REF!	#REF!	6	1,177	#REF!	#REF!		

(注1)トン未満は原則として四捨五入。ただし、数字が有効であれば小数点以下3桁まで記載は可。
 (注2)上記の産業廃棄物の種類以外の排出実績があった場合は、必要に応じ、直接追加入力するとともに、第2面も追加してください。